

第一二 回

参第二号

積雪又は寒冷の度が特に高い地域における指定業種関係労働者の年間を通じた雇用の確保等に関する
法律（案）

目次

第一章 総則（第一条 - 第四条）

第二章 通年雇用対策指針（第五条）

第三章 通年雇用対策地域内に所在する指定業種に係る事業所に雇用されている労働者の年間を通じた雇
用の確保等のための措置（第六条 - 第九条）

第四章 特別通年雇用対策地域に係る特例労働者の再雇用の促進等のための措置（第十条 - 第十三条）

第五章 雑則（第十四条 - 第十六条）

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、積雪又は寒冷の度が特に高いため、季節的にその地域内に所在する相当数の事業所の事業活動に支障が生ずる地域について、建設業等の指定業種に係る事業所に雇用されている労働者等に関し、年間を通じた雇用の確保等のための措置を講ずることにより、これらの者の職業及び生活の安定に資するとともに、これらの地域における経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

(定義等)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 通年雇用対策地域 積雪又は寒冷の度が特に高いため、季節的にその地域内に所在する相当数の事業所の事業活動に支障が生ずる地域であって、第三章に定める年間を通じた雇用の確保等のための措置を講ずる必要があるものとして政令で指定する地域をいう。
- 二 指定業種 建設業その他の業種であって、季節的に通年雇用対策地域内に所在する事業所における事業活動に支障が生ずる業種として政令で指定する業種をいう。
- 三 特別通年雇用対策地域 通年雇用対策地域のうち、積雪又は寒冷の度が著しく高いため、季節的に、

その地域内に所在する相当数の事業所の事業活動に著しい支障が生じ、かつ、雇用に関する状況が著しく悪化する地域であって、第三章に定めるもののほか、第四章に定める特例労働者の再雇用の促進等のための措置を講ずる必要があるものとして政令で指定する地域をいう。

四 特別指定業種 指定業種のうち、季節的に、特別通年雇用対策地域内に所在する事業所における事業活動に著しい支障が生じ、これに伴い雇用量が相当程度減少する業種として政令で指定する業種をいう。

五 特例労働者 特別通年雇用対策地域内に所在する特別指定業種に係る事業所において季節的に事業活動に支障が生ずることに伴い季節的な離職を余儀なくされる労働者をいう。

2 労働大臣は、前項第一号又は第三号の政令の制定又は改正の立案をしようとするときは、あらかじめ、当該地域を管轄する道府県知事の意見を聴かななければならない。

3 労働大臣は、第一項第二号又は第四号の政令の制定又は改正の立案をしようとするときは、あらかじめ、当該通年雇用対策地域又は当該特別通年雇用対策地域における当該業種に係る主たる事業主団体及び労働組合の意見を聴かななければならない。

(事業主の責務)

第三条 通年雇用対策地域内に所在する事業所において指定業種に属する事業を行う事業主は、その雇用する労働者について、年間を通じた雇用の確保その他の雇用の安定を図るために必要な措置を講ずるように努めなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第四条 国は、通年雇用対策地域における季節的な雇用の動向に的確に対処するため、通年雇用対策地域内に所在する指定業種に係る事業所に雇用されている労働者について年間を通じた雇用の確保等を図るために必要な施策及び特別通年雇用対策地域に係る特例労働者について再雇用の促進等を図るために必要な施策を総合的かつ効果的に推進するように努めなければならない。

2 地方公共団体は、前項の国の施策に協力するとともに、特別通年雇用対策地域に係る特例労働者の再雇用の促進等に必要な施策を推進するように努めなければならない。

第二章 通年雇用対策指針

第五条 労働大臣は、通年雇用対策地域内に所在する指定業種に係る事業所に雇用されている労働者の年間を通じた雇用の確保等及び特別通年雇用対策地域に係る特例労働者の再雇用の促進等に関する指針(以下

この条において「通年雇用対策指針」という。)を策定するものとする。

- 2 通年雇用対策指針においては、国の通年雇用対策地域内に所在する指定業種に係る事業所に雇用されている労働者についての年間を通じた雇用の確保及び特別通年雇用対策地域に係る特例労働者についての再雇用の促進を図るための基本方針その他これらの者の雇用の安定を図るための事項について定めるものとする。
- 3 労働大臣は、通年雇用対策指針を策定しようとするときは、関係行政機関の長と協議するものとする。
- 4 労働大臣は、通年雇用対策指針を策定したときは、遅滞なく、これを公表するものとする。
- 5 前二項は、通年雇用対策指針の変更について準用する。

第三章 通年雇用対策地域内に所在する指定業種に係る事業所に雇用されている労働者の年間を通じた雇用の確保等のための措置

(年間を通じた雇用の確保等のための助成及び援助)

第六条 政府は、通年雇用対策地域内に所在する指定業種に係る事業所に雇用されている労働者に関し、年間を通じた雇用の確保、年間を通じた業務の遂行のために必要な教育訓練の実施その他の雇用の安定を図

るための必要な措置を講ずる事業主に対して、雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第六十二条の雇用安定事業として、必要な助成及び援助を行うものとする。

- 2 前項の助成及び援助を行うに当たっては、暴風雪その他これに類する事由のためやむを得ず業務に従事させることができなかつた労働者に対し特別の手当を支払う事業主について、特別の措置を講ずるものとする。

（雇用促進事業団の行う資金の貸付け）

第七条 雇用促進事業団は、通年雇用対策地域内に所在する指定業種に係る事業所において、年間を通じて、事業活動を行い、かつ、労働者を雇用するために必要な設備を設置し、又は整備する事業主に対して、雇用促進事業団法（昭和三十六年法律第百十六号）第十九条第三項に規定する業務として、必要な資金の貸付けを行うものとする。この場合において、その貸付けの条件については、特別の配慮をするものとする。

（雇用促進事業団の行う施設の設置に関する特別の配慮）

第八条 雇用促進事業団は、通年雇用対策地域内に所在する指定業種に係る事業所に雇用される労働者に関し、効果的な職業訓練の実施を図ることによって、年間を通じた雇用の確保に資するため、雇用促進事業

団法第十九条第一項第一号の事業主その他のものの行う職業訓練の援助を実施するための施設で労働大臣が定めるものを設置するに当たっては、当該通年雇用対策地域について、特別の配慮をするものとする。

(積雪又は寒冷の度が特に高いために必要となる設備の設置又は整備に要する費用等の助成等)

第九条 国は、通年雇用対策地域内に所在する指定業種に係る事業所において年間を通じて事業活動を行うことを促進するため、年間を通じた事業活動を行う事業主であって、積雪又は寒冷の度が特に高いために必要となる設備の設置又は整備に要する費用その他の積雪又は寒冷の度が特に高いために特別に必要な費用を支出するものに対する助成その他必要な措置を講ずることができる。

第四章 特別通年雇用対策地域に係る特例労働者の再雇用の促進等のための措置

(特例労働者の再雇用の促進等のための助成及び援助)

第十条 政府は、特例労働者に関し、再雇用の促進その他の雇用の安定を図るために、特別通年雇用対策地域内に所在する事業所において特別指定業種に属する事業を行う事業主(次条において「特別通年雇用対策地域事業主」という。)で次の各号のいずれにも該当する措置を講ずるものに対して、雇用保険法第六十二条の雇用安定事業として、必要な助成及び援助を行うものとする。

- 一 特例労働者を離職させる際に、当該特例労働者を労働省令で定める期間内の日に再び雇用すること、当該特例労働者に再び雇用する日までの間の生活の安定に資するための資金として労働大臣が定める額以上の額の手当を支払うことその他労働省令で定める事項を約すること。
- 二 前号に規定する約定に基づき、同号に規定する手当を支払い、かつ、当該特例労働者を同号に規定する期間内の日に再び雇用したこと。
- 三 第一号に規定する特例労働者を労働省令で定める期間において労働省令で定める日数以上特別通年雇用対策地域内に所在する事業所において就労させたこと。

第十一条 政府は、特例労働者の雇用の安定並びに能力の開発及び向上を図るため、雇用保険法第六十二条の雇用安定事業又は同法第六十三条の能力開発事業として、次の事業を行うものとする。

- 一 雇用していた特例労働者に対し労働省令で定める期間において年間を通じた雇用を促進するために必要な知識及び技能を習得させるための講習を実施する特別通年雇用対策地域指定事業主又は特別通年雇用対策地域指定事業主の団体（当該講習を適切に実施することができるものとして労働大臣が認定するものに限る。）に対して、必要な助成及び援助を行うこと。

二 前号の講習を受ける特例労働者に対して、当該講習を受けることを容易にし、又は促進するために必要な交付金を支給すること。

(職業訓練の実施)

第十二条 国及び雇用促進事業団は、特例労働者の年間を通じた雇用を促進するため、必要な職業訓練の迅速かつ効果的な実施について特別の措置を講ずるものとする。

2 国は、道府県が前項の措置に相当する措置を講ずることを奨励するため、当該措置を講ずる道府県に対して、必要な助成及び援助を行うように努めるものとする。

(職業紹介等の実施)

第十三条 公共職業安定所は、特例労働者の年間を通じた雇用を促進するため、雇用情報の提供、求人の開拓、職業指導及び就職のあっせんを行う等必要な措置を講ずるものとする。

第五章 雑則

(公共事業についての配慮)

第十四条 国、地方公共団体及び特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人で政令で定める

ものは、公共事業の計画実施に当たっては、通年雇用対策地域内に所在する指定業種に係る事業所において年間を通じた事業活動を行うことができるように配慮するものとする。

(年間を通じた事業活動を行うために必要な事項に関する研究等)

第十五条 国は、通年雇用対策地域内に所在する指定業種に係る事業所において年間を通じた事業活動を行うために必要な事項に関して、調査、研究及び資料の整備を行うとともに、知識の普及を図るよう努めるものとする。

(中央職業安定審議会への諮問等)

第十六条 労働大臣は、この法律の施行に関する重要事項について決定しようとするときは、あらかじめ、中央職業安定審議会の意見を聴かなければならない。

2 中央職業安定審議会は、労働大臣の諮問に応ずるほか、必要に応じ、通年雇用対策地域内に所在する指定業種に係る事業所に雇用されている労働者の年間を通じた雇用の確保等及び特例労働者の再雇用の促進等のための措置に関し、関係行政機関の長に建議することができる。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(第四章の規定による措置の実施期間)

第二条 第四章の規定による特別通年雇用対策地域に係る特例労働者の再雇用の促進等のための措置は、この法律の施行の日から十年間を限り、実施されるものとする。

(検討)

第三条 特例労働者の雇用の安定については、前条の期間の経過に際し、特別通年雇用対策地域内に所在する特別指定業種に係る事業所における事業活動の状況、当該地域における特例労働者に関する季節的な離職の状況その他の雇用の動向等を考慮して検討を加え、その結果に基づき、必要な措置が講ぜられるべきものとする。

(社会保険労務士法の一部改正)

第四条 社会保険労務士法(昭和四十三年法律第八十九号)の一部を次のように改正する。

別表第一中第二十号の十六の次に次の一号を加える。

二十の十七 積雪又は寒冷の度が特に高い地域における指定業種関係労働者の年間を通じた雇用の確保等に関する法律（平成三年法律第 号）

（労働省設置法の一部改正）

第五条 労働省設置法（昭和二十四年法律第百六十二号）の一部を次のように改正する。

第四条第五十一号中「及び港湾労働法（昭和六十三年法律第四十号）」を「、港湾労働法（昭和六十三年法律第四十号）及び積雪又は寒冷の度が特に高い地域における指定業種関係労働者の年間を通じた雇用の確保等に関する法律（平成三年法律第 号）」に改める。

理 由

積雪又は寒冷の度が特に高いため季節的にその地域内に所在する相当数の事業所の事業活動に支障が生ずる地域における雇用に関する状況にかんがみ、これらの地域内に所在する建設業等の指定業種に係る事業所に雇用されている労働者等の職業及び生活の安定に資するとともに、これらの地域における経済の健全な発展に寄与するため、これらの者の年間を通じた雇用の確保等のための措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

この法律の施行に必要な経費

この法律の施行に要する経費は、平年度約五百億円の見込みである。